

サプライチェーン強靱化に関する検討会合（第3回）議事要旨

1 日時

令和4年1月26日（水）午後6時から午後7時までの間

2 場所

オンライン開催

3 出席委員

青木 節子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
兼原 信克	同志社大学 特別客員教授
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
久貝 卓	日本商工会議所 常務理事
小柴 満信	経済同友会 副代表幹事
長澤 健一	キヤノン株式会社 専務執行役員 知的財産法務本部長
原 一郎	日本経済団体連合会 常務理事
三村優美子	青山学院大学 名誉教授
渡井理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

4 議事概要

(1) 事務局説明

事務局から、資料（非公表）の内容について説明があった。

(2) 意見交換

- 産業界からすると、概念が広がり過ぎると何がしたいのかよくわからなくなる。例えば半導体不足が自動車産業等に影響を及ぼしたといわれているが、サプライチェーンに問題があったわけではない。半導体不足によって自動車が作れなくなっても、それは調達戦略の失敗である。経済活動と安全保障は全く違うものであるという認識の下、経済、テクノロジーが武器化する中で、何を対象にすべきかを考え、明確な定義を整理する必要がある。
- 経済安全保障の観点においてサプライチェーンで何をしたいのかがよくわからないまま、各大臣に委ねるイメージにならないよう、何をしようとしているかを明確化すべき。

- コロナでは健康・医療分野の供給途絶リスクが顕在化したが、きっかけに過ぎず、米中の覇権争いによる輸出規制や投資規制の域外適用等が根底にあり、企業にとっての環境が厳しくなる中、それに対して日本に守るための措置がないことが問題。
- 産業が軍事にも関連する中で、戦略的自立性確保の必要性などの要素が重要。
- 単なる需給のひっ迫への対応は企業がやればいいが、大きなショックを受けた場合に政府としてどう対応していくかということが大切。
- サプライチェーンの強靱化はどちらかというところ、海外依存度を下げるといって、自律性の観点で重要。
- G7 経済強靱化パネルにおける議論では、世界中にサプライチェーンが広がる中で、サプライチェーンが切れる瞬間があり、そのひとつに今回のコロナがある。地震や津波も同様。さらには、地政学的リスクも挙げられる。様々なリスクがある中で、例えばストレステストを実施する必要があるとしている。
- 半導体については、国内生産力が落ち込んで他国からの輸入に頼っている中で、万が一国際紛争等が起きた場合には企業の事業活動ではどうにも対応できないということがある。そういう場合に備える政策を講ずる必要があり、経済安全保障の政策の中で半導体の供給能力を国内に誘致したと認識している。
- 世の中が変化するに伴って、最先端技術が国のレジリエンスになってくる。
- これからの世の中では、計算パワーが重要となり、半導体は社会インフラとなる。例えば量子技術や最先端半導体と AI のアルゴリズムを組み合わせることで、今までできなかったことができるようになり、バイオテクノロジーなどの進展にも波及する。まさに経済活動が武器化され、国家のレジリエンスに直結するということが 21 世紀の共通認識になることが一番大きい変化であり、安全保障の観点からも戦略的にサプライチェーンを確保しておくということが重要になる。
- 法律に基づく措置を本当に実行できるのか考えるために、具体例をイメージして、例えば先端ロジックの半導体を例に、注釈等で付す必要があるのではないかと。
- 対象となる物資を検討する際に供給途絶リスクの視点も加味することで、あらゆる重要物資を対象とするような事態を防ぐことができるのではないかと。従来から言っているように、対象となる物資の絞り方が非常に大事。提言には詳細まで書ききれないため、政府が作成する指針が重要になってくる。指針に対象物資の絞り込みの考え方を盛り込むことが必要である。
- 特定の民間事業者あるいは団体に対して、経済安全保障に基づくサプライチェーンの強靱化のもとで支援を行う場合に、支援の正当性が事前に求められないか。事前に定められ公表される取組方針に適合することはもとより、政策の執行にあたっての透明性を確保する意味でも、政策立案の観点での EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシ

ー・メイキング) も併せて求められるのではないか。

- 物資所管大臣による取組方針の策定で、民間事業者の事業環境に影響を及ぼすような内容を示すことについて、例えば医薬品では、非効率で国内生産撤退していた理由のひとつに、日本における法律に基づく認証のハードルやコストが高く、海外臨床に取り組みざるを得ないといった話を聞いたことがある。国内の規制改革の動向は重要な要素ではないか。
- 国民の生存に不可欠な物資や広く国民生活・経済活動が依拠している物資という限定では対象が広く、どこまで協力が求められるのか心配。また、どこまで遡って調査するのかといった調査の深さについて、限界もある。
- アンチダンピング措置は、原則として国内生産者の申請によって調査が始まるが、多くの課題もあって申請のハードルが高く、これまであまり活用されていない状況にある。重要な物資について所管大臣が調査するという枠組みを有効に活用できれば、諸外国のように貿易救済措置が発動されるようになり、サプライチェーンの強靱化にも資するのではないか。
- 不当廉売等の不公正貿易慣行に加え、重要物資の輸出規制等エコノミックステイトクワットをはじめとしたサプライチェーンを混乱させるような他国の対応にも適切に対応することが必要だと考える。